

## 別紙5（農山漁村活性化整備対策に関する事業に係る運用）

### 第1 趣旨

実施要綱第2の1の（2）の③に掲げる農山漁村活性化整備対策については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「活性化法」という。）及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成19年農林水産省令第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、実施要綱、実施要領及びこの運用に定めるところによる。

### 第2 事業内容等

農山漁村活性化整備対策に関する事業（以下「本事業」という。）は、農山漁村の活性化を図るため、都道府県又は市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として、活性化法に基づいて活性化計画（活性化法第5条第1項の活性化計画をいう。以下同じ。）を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした取組を総合的かつ機動的に支援するものである。本事業の対象は、活性化計画の区域において定住等及び地域間交流を促進するために実施される事業（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。以下「交付対象事業」という。）に必要な経費に充当するものとし、その具体的な内容、事業実施主体、要件及び交付額算定交付率は別表に定めるとおりとする。

### 第3 事業実施期間

交付対象事業の実施期間は、活性化計画の期間内であって、原則として3年以内とする。ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間延長等を考慮し、最大5年とすることができる。

### 第4 事業の実施手続等

#### 1 活性化計画の策定

本事業の実施に係る活性化計画の内容、様式、作成及び提出については、活性化法、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成23年10月3日公表）及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流拠点の促進に関する法律に基づく活性化計画制度の運用に関するガイドライン（平成28年4月1日付け27農振第2449号農林水産省農村振興局長通知）に定めるものとする。

#### 2 活性化計画の添付書類の作成

- （1）活性化法第5条第1項に基づき活性化計画を作成する都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）は、本交付金を充てて交付対象事業を実施しようとするときは、活性化計画と併せて規則第5条第1項第1号の図面のほか、規則第5条第1項第2号の交付金の額の限度を算定するために必要な資料として、別紙6に定めるところにより、事業実施計画及び事前点検シート（以

下「添付書類」という。)を作成するものとする。

(2) 計画主体は、添付書類を作成するに当たっては、整備する施設等の導入効果について、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により費用対効果分析を行い、交付対象事業の実施に要する費用に対し、得ようとする効果が適切に得られるか否かを判断し、費用が過大とならないよう、効率性等を十分に検討するものとする。

(3) 事業実施計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

ア 事業実施計画には、活性化計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする具体的な目標を定めること。

イ 事業実施計画に定める目標の達成状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。

ウ 事業実施計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。

### 3 事業費の低減

計画主体及び事業実施主体は、地域の実情にかんがみ、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

### 4 活性化計画の提出

計画主体は、活性化法第6条第1項の規定により農林水産大臣に活性化計画を提出する場合には、当該活性化計画に2の(1)の規定により作成した添付書類を添付し、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

### 5 交付対象計画の決定

農林水産大臣は、活性化法第6条第1項及び4の規定により活性化計画及び添付書類の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付対象となる活性化計画の決定を行うものとする。

### 6 公表

計画主体は、活性化法第5条第11項に基づき活性化計画を公表する場合には、2の(1)の規定により作成した添付書類を併せて公表するものとする。

### 7 活性化計画及び事業実施計画の変更

計画主体が、活性化計画及び事業実施計画について別紙6に定める重要な変更を行う場合には、活性化法第6条第1項に準じて変更後の活性化計画及び添付書類を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。この場合、1から6までの規定を準用する。

## 第5 年度別事業実施計画

計画主体は、交付対象事業の実施期間の間、毎年度、別紙6に定める年度別

事業実施計画を作成し、これを地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

## 第6 助成

### 1 国の助成

国は、第4の5の規定により交付対象として決定された活性化計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、計画主体に対し、毎年度、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 2 交付金の額の限度

本事業における交付金の額の限度については、別表の事業名の欄に掲げる事業に係る事業費に、当該事業に係る同表の交付額算定交付率の欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額とする。

## 第7 事業実施後の措置

計画主体は、交付対象事業の効果が十分に発現しているかどうかについて、的確に把握するものとする。施設等の利用状況等が3年間継続して低調である場合、計画主体は、その要因を分析し、計画主体が事業実施主体でない場合には、事業実施主体に対し施設等の運営方法や利用形態等の改善について指導し、必要に応じて、当該施設等の利用に係る計画の変更等の所要の手続を行うものとする。

## 第8 事業実施後の評価等

### 1 事業実施後の評価

交付対象事業に係る事業実施後の評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度以降に実施するものとし、交付対象事業に係る事業実施後、原則として3年間の効果発現状況を把握する期間（以下「評価期間」という。）を確保するものとする。

- (1) 計画主体は、事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。
- (2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した評価を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告するものとする。
- (3) 農林水産大臣は、(2)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。

### 2 事業実施後の評価後の措置

- (1) 1の事業実施後の評価の結果、事業実施計画に定められた目標の達成状況が低調である場合、計画主体は、その要因、推進体制及び施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害、経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。
- (2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した

改善計画を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

(3) (2) の規定により提出を受けた農林水産大臣は、目標の達成が見込まれない計画主体に対して、重点的に指導、助言等を行うものとする。

(4) (1) の規定による改善計画の作成を要しない場合であっても、事業実施計画に定められた目標に達していない場合、計画主体は、目標達成に向けた自主的な取組を行うものとする。

この場合には、国は、目標達成に向けた取組状況について定期的に調査を行うものとする。

## 第9 交付金の適正な執行の確保

計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。

## 第10 他の施策との連携

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との連携に配慮するものとする。

- 1 農林水産物の輸出の促進に関する施策
- 2 荒廃農地の発生防止・解消等に関する施策
- 3 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に基づく施策
- 4 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に規定する総合化事業計画に関する施策
- 5 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づく施策
- 6 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに基づく施策
- 7 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に基づく施策
- 8 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条に規定する実施計画に基づく施策

## 第11 災害等における緊急事業

災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあつては、この運用の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急に事業を実施することができるものとする。

別表

交付対象事業	事業実施主体	要件	交付額算定交付率
<p>(1) 生産基盤及び施設の整備（活性化法第5条第2項第2号イ）</p> <p>基盤整備</p> <p>生産機械施設</p> <p>処理加工・集出荷貯蔵施設</p> <p>新規就業者等技術習得管理施設</p>	<p>都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する農林漁業団体等（活性化法第5条第4項に定める農林漁業団体等をいう。）であって以下に掲げるものとし、別紙6に定める要件類別ごとに別紙6に定めるものとする。</p> <p>都道府県、市町村、特別区、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）、農業委員会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、流域森林・林業活性化センター、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合をいう。）、農林漁業者の組織する団体、中小企業等協同組合（中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等共同組合をいう。）、一般社団法人又は一般財団法人、教育委員会、PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。）、地域協議会、地域再生推進法人（地域再生法（平成19年法律第48号）第19条第1項に規定する地域再生推進法人をいう。）、その他規則第3条第4号の規定に基づき計画主体が指定した者。</p>	<p>活性化法第5条第2項第1号の活性化計画の区域（以下この別表において、単に「活性化計画の区域」という。）における定住等の促進に資するため、基幹産業である農林漁業の振興を図ることが必要であり、かつその振興に寄与すると認められること。</p> <p>以下のいずれかに該当する施設等であること</p> <p>(1) 農林漁業体験等により児童を農山漁村へ受入れるために必要な施設等であること</p> <p>(2) 農林水産物の高付加価値化や生産者の販売力強化等に必要な施設等であること</p> <p>(3) 農山漁村に定住する契機となるために必要な施設等であること</p> <p>(4) 地域の食と農の魅力を活かした体験等の受入体制構築に必要な施設等であること</p> <p>(5) 障害者などの就農支援に必要な施設等であること</p> <p>(6) 振興山村の地域資源を活用した商品開発等の付加価値向上、域内消費、販売促進等の取組に必要な施設等であること</p> <p>(7) 農山漁村における雇用の増大を図るために必要な施設等であること</p> <p>そのほか、別紙6に定める要件類別ごとに別紙6に定めるものとする。</p>	<p>定額、1/2又は3/10</p> <p>上記にかかわらず、奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をいう。）は6/10又は5.2/10、六法指定地域等（次の(1)から(7)までの要件のいずれかに該当する地域をいう。）は5.5/10、4.5/10、4/10又は1/3とする。</p> <p>(1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>(2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）の全部又は一部の地域</p> <p>(3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の全部又は一部の地域</p> <p>(4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部の地域</p> <p>(5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域</p> <p>(6) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する特別豪雪地帯</p> <p>(7) 急傾斜地畑地帯（受益地域内の畑地における平均傾斜度が15度以上の地域をいう。）</p> <p>ただし、別紙6に定める要件類別ごとに別紙6に定めるものとする。</p>
<p>(2) 生活環境施設の整備（活性化法第5条第2項第2号ロ）</p> <p>簡易給排水施設</p> <p>防災安全施設</p> <p>農山漁村定住促進施設</p>			
<p>(3) 地域間交流拠点施設の整備（活性化法第5条第2項第2号ハ）</p> <p>地域資源活用総合交流促進施設</p> <p>農林漁業・農山漁村体験施設</p> <p>自然環境等活用交流学習施設</p>			
<p>(4) その他省令で定める事業（活性化法第5条第2項第2号ニ）</p> <p>遊休農地解消支援</p> <p>地域資源活用起業支援施設</p> <p>地域資源循環活用施設</p> <p>地域住民活動支援促進施設</p> <p>土地利用調整</p> <p>農地等補完保全整備</p> <p>景観・生態系保全整備</p> <p>新用途米穀生産製造連携支援</p>			
<p>(5) (1) から (4) までの事業と一体となって実施する事業事務（活性化法第5条第2項第3号）</p> <p>創意工夫発揮事業</p> <p>農山漁村活性化施設整備附帯事業</p>	—	<p>活性化計画の区域における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、(1) から (4) までの事業と一体となって、その効果を増大させるため実施する必要があると認められること。</p>	<p>一体となって実施する(1) から(4) までの事業の交付率と同率とする。</p> <p>ただし、農山漁村活性化施設整備附帯事業は、1/2とする。</p>